

IFRSにおける適用上の論点 第23回

のれんを有する関連会社に係る減損損失

有限責任 あずさ監査法人 IFRSアドバイザー室 パートナー 長谷川 義晃
有限責任 あずさ監査法人 IFRSアドバイザー室 マネジャー 長谷川 友美

1. はじめに

本連載では、「原則主義」であるIFRSを適用する際に判断に迷うようなケースについて解説しています。第23回となる今回は、IAS第36号「資産の減損」より「のれんを有する関連会社に係る減損損失」を取り上げます。関連会社が認識した減損損失を投資者の連結財務諸表にどのように反映すべきかについて、基準書には詳細に規定されていないために実務上論点となることが多い点をいくつかご紹介します。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見であること、当法人の見解については随時見直しが行われる可能性があることを予めお断りします。

2. 概要

関連会社投資に関する減損は、次の手順で検討を行います。

ステップ1(持分法の適用)
関連会社が保有する資産の減損
ステップ2(持分法適用後)
のれんを含む関連会社投資全体としての減損

ステップ1では、関連会社が保有する資産について減損の検討を行います。一般に、投資者は関連会社が計算した損益に自社の持分比率を乗じて持分法投資損益を算定します。しかし、減損については、関連会社が認識した減損損失の単純な持分相当額ではなく、投資者自身の視点で計算した減損損失に対する持分相当額を認識するケースがあります。

このような手続きを行うのは、関連会社が減損テストで使用する簿価が投資者にとっては異なるケースです。差異の原因の1つとして、投資時点で投資者が実施する取得原価の配分(Purchase Price Allocation、PPA)があげられます。IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」は、関連会社に対する投資の取得時に、投資原価と、投資先の識別可能な資産及び負債の正味の公正価値に対する企業の持分との差額からのれんが生じ、そののれんは投資の簿価に含めて認識すると規定しています。

このため、PPAに基づく金額が投資者からみた関連会社の資産・負債の理論上の簿価になると考えられ、その金額が関連会社における従来の簿価と異なる場合は、両者の減損テストで使用する簿価に差異が生じることとなります。

また、投資者が関連会社に投資を行う以前に、関連会社自身が行った過去の企業結合から生じたのれんを、関連会社はその財務諸表上で認識しているケースがあります。そのような関連会社に既存ののれんは、投資者にとっては識別可能な資産ではなく、関連会社投資全体の簿価に含まれるのれんの一部を構成することとなります。既存ののれんを関連会社の資産として取り扱うか否かが関連会社と投資者とで異なるため、このことから両者の減損テストで使用する簿価に差異が生じます。

ステップ2では、のれんを含む関連会社投資全体を対象に減損の検討を行います。関連会社投資に含まれるのれんは、資金生成単位(Cash-generating Unit、CGU)への配分を行いません。ステップ2の減損テストにおいては、投資者の観点から、個別の資産やCGU単位ではなく、関連会社投資全体の回収可能性をベースに減損テストを行います。

本稿では、上記のうち関連会社に既存ののれんが存在するケースについて、関連会社から入手可能な情報に相違がある3つの例示を用いて具体的にご説明します。

この3つの例示において、P社はA社株式の30%を保有しています。関連会社であるA社が減損損失△200を認識したとき、単純な掛け算によるP社の持分相当額は $\Delta 200 \times 30\% = \Delta 60$ となります。しかし、P社がA社について認識した減損損失は、例示1と例示3では△30、例示2では△20であり、いずれも単純な持分相当額△60とは異なります。

	【例示1】 各CGUの 情報がある場合	【例示2】 CGU合計のみ 情報がある場合	【例示3】 一部のCGUのみ 情報がある場合
ステップ1	△30	0	△30
ステップ2	0	△20	0
連結上の 減損合計	△30	△20	△30



関連会社が認識した減損損失の 持分相当額	△60
-------------------------	-----

これらの差異は、のれんの取扱いが投資者と関連会社とで異なることや、例示ごとに投資者が入手可能な情報量に差異があることから生じます。

3. 各CGUの情報がある場合

投資者は、投資を行った日に、新たに取得した関連会社投資の分析を行います。

【例示1-1】関連会社投資の分析

<前提条件(以下すべての例示に共通)>

- ・P社はA社株式の30%を300で取得した。投資日において、A社はのれん100を含む計800の純資産を有しているが、P社はA社の企業価値を1,000と評価した。
- ・A社の財政状態計算書上の資産は、のれんを除きP社からみた識別可能資産と一致し、その簿価は公正価値と等しい。
- ・A社に負債はない。
- ・税効果は無視する。

【投資日のP社によるA社資産の分析】

	A社における簿価	のれん調整	P社の検討基礎
CGU1	250	△50	200
CGU2	200	—	200
CGU3	350	△50	300
Total	800	△100	700
		持分30%	210
		のれん	90
		取得原価	300

A社はのれん100を含む計800の純資産を有していますが、A社に既存ののれん100はP社にとっては識別可能な資産ではありません。そのため、P社はA社に対する持分法の適用にあたり、当該のれん100を排除して減損の検討を行います。

この例示では、CGU1とCGU3にそれぞれ50の既存ののれんが配分されているため、P社はA社におけるCGU1とCGU3の簿価からそれぞれ50を控除した金額をP社における理論上の簿価として認識します。

のれん調整後の全CGUの簿価(本稿の例示では公正価値と等しい)は700です。P社はA社の企業全体としての価値を1,000と評価しているため、理論上ののれんが300あることとなります。P社の持分比率は30%であるため、 $300 \times 30\% = 90$ がP社におけるA社株式に含まれるのれんとなります。

P社は取得日における投資の分析に続き、期末日における減損の検討を行います。

【例示1-2】減損テスト(ステップ1)

<前提条件(以下すべての例示に共通)>

- ・当期、A社は減損損失△200を認識した。減損テストの詳細は以下のとおりである。
- ・便宜上、A社株式の取得日から期末日までにA社資産の簿価に変動がなかったものとする。

【A社における減損テスト】

	A社に おける簿価	回収可能価額	減損損失
CGU1	250	200	△50
CGU2	200	300	—
CGU3	350	200	△150
Total	800	700	△200

P社はA社が減損テストで使用した情報をすべて入手し、投資者の視点でA社の資産に係る減損の検討を行った。P社による分析では、既存ののれん調整後のCGU1の簿価と回収可能価額はいずれも200であるため、投資者の視点からCGU1に減損損失は発生していないと判断した。他方、CGU3では減損損失△100が発生していると判断した。

そのため、P社はA社の算定した減損損失△200ではなく、自社で算定した減損損失△100に基づき持分法投資損失△30を認識した。

【P社における減損テスト(ステップ1)】

	P社の 検討基礎	回収可能価額	減損損失
CGU1	200	200	—
CGU2	200	300	—
CGU3	300	200	△100
Total	700	700	△100
		持分30%	△30

【例示1-3】減損テスト(ステップ2)

<前提条件(以下すべての例示に共通)>

- ・P社は持分法適用後のA社投資全体について減損の兆候があると判断した。
- ・A社投資の回収可能価額は280と見積られた。

持分法適用後の投資の簿価270に対し、投資全体の回収可能価額は280である。このため、P社はA社投資についてステップ2における追加的な減損はないと判断した。

【P社における減損テスト(ステップ2)】

	簿価	
取得原価	300	
減損(ステップ1)	△30	
簿価(持分法適用後)	270	⇔ 280

減損なし

P社はステップ1で△30、ステップ2で0、計△30の損失を認識しました。この金額は、A社が認識した減損損失の単純な持分相当額△60と異なります。

4. CGU合計のみ情報がある場合

財務諸表を作成する企業にとって、投資先の保有する資産の情報がどの程度利用可能であるかは投資ごとに異なると考えられます。例示1では、P社はA社の情報を完全に利用することができました。次の例示2では、P社はA社の資産についてCGUレベルでは情報を入力することができません。

利用可能な情報が限られていることにより、P社が認識する損失はステップ1で0、ステップ2で△20、計△20となります。この金額は、例示1の△30とも、A社が認識した減損損失の単純な持分相当額△60とも異なります。

【例示2】CGU合計のみ情報がある場合

■ステップ1

P社は、A社が減損損失△200を認識したとの情報を入力した。また、減損テストで使用した回収可能価額は総額で700であるという情報も入手した。しかし、各CGUの簿価や回収可能価額がいくらであるか、のれんがどのCGUに配分されたのか、減損損失がどのCGU(及びのれん)について認識されたのかはP社にとって不明である。

P社による分析では既存ののれん調整後のA社資産の簿価と回収可能価額はいずれも700であるため、ステップ1ではA社資産に減損損失は発生していないと判断した。

【P社における減損テスト(ステップ1)】

	P社の 検討基礎	回収可能価額	減損損失
全CGU	700	700	—

■ステップ2

P社はステップ1で損失を認識しなかったため、持分法適用後のA社投資の簿価は300のままである。これに対し、回収可能価額は280であるため、P社はA社投資についてステップ2で減損損失 $\Delta 20$ を認識した。

【P社における減損テスト(ステップ2)】

	簿価	
取得原価	300	
減損(ステップ1)	0	
簿価(持分法適用後)	300	↔ 280

減損 $\Delta 20$

例示1と例示2の違いは、関連会社から入手できる情報量のみです。しかし、例示1ではステップ1で $\Delta 30$ 、例示2ではステップ2で $\Delta 20$ の損失を認識することとなりました。認識する損失の合計額が相違するだけでなく、企業によってはステップ1で認識する損失を関連会社の当期純利益に対する持分、ステップ2で認識する損失を関連会社に関する減損損失として、異なる勘定科目に集計するケースが考えられ、包括利益計算書上の表示にも影響が生じる場合があります。

5. 一部のCGUのみ情報がある場合

次に、CGUについて断片的な情報が入手できるケースについて考えてみます。例示2ではCGUレベルの情報はまったく入手できませんでしたが、例示3では各CGUの簿価と、関連会社が減損を認識したCGUのみ回収可能価額に関する情報を入手することができます。

実務ではこの例示3のようなケースが多いと考えられます。

例示3ではCGUレベルの情報が断片的にしか利用できませんが、完全な情報が利用可能な例示1と同様の結果となりました。

関連会社からどのような情報を入手できるかは投資ごとに異なり、情報の入手可能性が減損テストに及ぼす影響はケースによって異なりますが、投資者は入手した情報に基づき適切な検討を行うことになると考えられます。

【例示3】一部のCGUのみ情報がある場合

■ステップ1

P社は、A社がCGU1で $\Delta 50$ 、CGU3で $\Delta 150$ 、計 $\Delta 200$ の減損損失を認識したという情報を入手した。また、P社はCGU1とCGU3の回収可能価額がそれぞれ200であるという情報も入手した。しかし、A社が減損を認識しなかったCGU2の回収可能価額はP社にとって不明である。

P社は利用可能な情報に基づき、A社に既存ののれんを調整して減損テストを行った結果、CGU3で減損損失 $\Delta 100$ が発生していると判断した。このため、P社はA社の算定した減損損失 $\Delta 200$ ではなく、自社で算定した減損損失 $\Delta 100$ に基づき持分法投資損失 $\Delta 30$ を認識した。

【P社における減損テスト(ステップ1)】

	P社の 検討基礎	回収可能価額	減損損失
CGU1	200	200	—
CGU2	200	不明	—
CGU3	300	200	△100
Total	700	不明	△100
		持分30%	△30

■ステップ2

P社はステップ1で算定した△30を反映したため、持分法適用後のA社投資の簿価は270である。これに対し、投資全体の回収可能価額は280であるため、P社はステップ2における追加的な減損はないと判断した。

【P社における減損テスト(ステップ2)】

	簿価	
取得原価	300	
減損(ステップ1)	△30	
簿価(持分法適用後)	270	⇔ 280

減損なし

6. おわりに

本稿では、関連会社に既存ののれんを中心に3つのケースを取り上げました。本稿で取り上げた既存ののれんのほかにも、投資時の識別可能な資産・負債の公正価値と関連会社における資産・負債の簿価とが相違することにより、投資者と関連会社にとって減損テストの基礎がより複雑に相違するケースも考えられます。

このように、関連会社で認識された減損損失の持分相当額を投資者の財務諸表にそのまま取り込むことは必ずしも適切ではないと考えられるため、実務においては留意が必要です。本稿がみなさまの実務のご参考となれば幸いです。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs

この「IFRSにおける適用上の論点第23回 のれんを有する関連会社に係る減損損失」は、『週刊経営財務』3161号(2014年4月28日)に掲載したものです。発行所である税務研究会の許可を得て、あずさ監査法人がウェブサイトに掲載しているものですので、他への転載・転用はご遠慮ください。